



取引先に対する CSR ガイドライン

第 2 版

Upsolar Japan 株式会社

2025 年 11 月

1. 公正な事業活動

1.1. 各国諸法令等の遵守

あらゆる企業活動の場において、国内外の法令を遵守し、社会規範に則った誠実かつ公正・公平な取引活動を行う。

1.2. 情報の開示と透明性の確保

法令等に基づく適時・適切な情報開示とともに、ステークホルダーに有用な情報提供など、透明性の確保に努める。

1.3. 知的財産の尊重

知的財産権の創造、保護、活用を図るとともに、他者の知的財産権を尊重し、権利侵害を行わない。また、取引先に関わる情報を収集する際には、法令に則り、適切な手段・方法により実施して、企業秘密・知的財産権の侵害にならないよう十分に配慮する。

1.4. 汚職・賄賂などの防止

政治、行政との健全かつ正常な関係を保ち、贈賄や違法な政治献金などを行わない。

1.5. 反社会的勢力の対処

社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力又はそれと疑われる者からの不当な要求に対しては、断固として拒否し、一切の関係を遮断する。また、テロ行為、マネーロンダリング等の犯罪には一切関与しない。

1.6. 内部通報制度とコンプライアンス体制の強化(追加)

不正行為、法令違反、ハラスメント等を未然に防ぐため、内部通報制度の整備と通報者保護を徹底する。

従業員が安心して相談・報告できる体制を整備し、コンプライアンスの継続的強化に努める。

2. 人権・多様な文化の尊重

2.1. 人権の尊重、差別の禁止

人権を尊重し、人種、信条、宗教、性別、性的指向・性自認、国籍、年齢、出身、心身の障害、病気、社会的身分等を理由とする差別を行わない。

2.2. 非人道的な扱いの禁止

人の尊厳を傷つけるような行動(誹謗や中傷、ハラスメントなど)が行われないよう、一切の非人道的な扱いを禁止する。

2.3. 各国・地域の文化等の尊重

各国・地域の文化、慣習、言語を尊重し、国際社会や地域社会との調和に心掛ける。

2.4. 強制労働、児童労働の禁止

強制労働、児童労働等の非人道的な雇用を撲滅し、適正な賃金支払の確保に努める。また、非人道的な雇用を行う企業とは取引をしない。

2.5. 労働者の基本的権利の尊重

国際条約や各国・地域の法令に基づき定められた労働者の権利(団体交渉権や結社の自由を含む)を尊重する。

3. 環境への対応

3.1. 地球環境の保全

環境関連法規、各国諸法令等を遵守し、地球環境の保全、環境汚染の防止、生物多様性の保護に努める。

また、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー、節水、温暖化ガス排出の削減等への積極的な取り組みに努める。

4. 従業員の就業環境整備

4.1. 適切な労働環境の確保

労働時間・休日・休暇・賃金等に関する労働関連法令を遵守し、違法な長時間労働の撲滅に努めるだけでなく、仕事と生活の統合(ワーク・ライフ・インテグレーション)の実現に向けた働き方を支援する。

4.2. 安全で衛生的な職場環境の構築

安全かつ衛生的な職場環境を保持し、日ごろから事故・労働災害の防止に努める。

5. 顧客・消費者からの信頼獲得

5.1. 情報管理の徹底

顧客・消費者のニーズにかなう商品・サービスとそれらに関する正しい情報を提供するとともに、顧客・消費者に関わる個人情報および取引情報について、適切に収集・利用・保管・管理を行う。また、情報の不正利用、漏えい、改ざん、紛失等の防止に努め、顧客・消費者からの信頼確保に全力で取り組む。

5.2. 真摯・適正な対応

顧客・消費者の声を真摯に受け止め、適正に対応することで顧客・消費者の信頼を獲得する。

6. 品質の確保と継続的改善

国際規格(JIS・IEC など)および関連法令を遵守し、安全性・信頼性の高い製品を提供する。品質管理体制の整備、製品評価、検査などの継続的改善を行い、高品質な製品・サービスを安定的に供給する。

7. 情報セキュリティの強化

顧客情報、取引先情報、技術情報および社内情報など、当社の事業活動に関わるすべての情報資産を適切に管理する。

情報漏えい防止、外部記憶媒体の適正管理、アクセス権限管理、ウイルス対策、SNS 等における情報発信ルールの整備などを通じて、情報セキュリティ体制の構築および継続的な強化に努める。

8. 災害リスク・事業継続計画(BCP)の推進

自然災害、感染症、サプライチェーン混乱等のリスクに備え、事業継続計画(BCP)の整備を進める。製造拠点や物流ネットワークとの連携により、非常時においても製品供給・サービス提供が可能な体制づくりに努める。

9. サプライチェーンにおける CSR 推進

製造委託先、部材供給者、物流会社等の取引先に対し、環境保全、人権尊重、労働安全、品質確保、法令遵守等の CSR 基準を共有し、理解と協力を求める。
強制労働・児童労働等の不適切な労働慣行を行う企業、環境破壊行為を行う企業とは取引を行わない。

10. 地域社会との共生

事業活動を行う地域の文化・慣習・環境を尊重し、地域社会との対話や協働を重視する。
再生可能エネルギーの普及を通じ、地域社会の持続的発展に貢献する。

【改定履歴】

- ・2024 年 5 月 1 日 制定
- ・2025 年 11 月 1 日 一部改定